

(公 印 省 略)

分 医 発 第 8 9 1 号
令 和 6 年 5 月 9 日

各郡市等医師会担当理事 殿

大 分 県 医 師 会
常 任 理 事 吉 賀 攝

地方厚生（支）局を通じたマイナ保険証利用促進について（協力依頼）

標記につきまして、厚労省より日本医師会宛に周知依頼があった旨、日医担当理事より別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 290 号（情シ）
令和 6 年 4 月 30 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

地方厚生（支）局を通じたマイナ保険証利用促進について（協力依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 23 日付 日医発第 249 号（情シ）（保険）「マイナンバーカードの保険証利用の促進について（協力依頼）」にて、「マイナ保険証利用促進集中組月間」についてお知らせをしました。

今般、地方厚生（支）局においては、各都道府県の医療関係団体とも連携し、積極的に医療機関に対して各種の施策について説明等を行い、利用促進を図ることとなり、その協力依頼が、厚生労働省より本会宛にまいりました。

地方厚生（支）局から都道府県医師会および郡市区医師会に相談、お願いする可能性がございますので、その際はご協力の程、よろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・事務連絡：地方厚生（支）局を通じたマイナ保険証利用促進について（協力依頼）

事 務 連 絡
令和6年4月25日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

地方厚生（支）局を通じたマイナ保険証利用促進について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

本年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしている中、より一層のマイナ保険証の利用促進を図るため、本年5月から7月を「マイナ保険証利用促進集中取組月間」に位置づけ、医療機関等における利用促進のための支援金について、この期間における利用人数の増加に応じて最大10万円（病院の場合は20万円）を支給する一時金へと見直すほか、集中的な広報を展開するなどとしています。

こうした取組の中で、今般、地方厚生（支）局においては、各都道府県の医療関係団体とも連携し、積極的に医療機関に対して各種の施策について説明等を行い、利用促進を図ることとしました。

については、貴会におかれては、上記の内容及び地方厚生（支）局から依頼があった場合にはご協力いただきたい旨について、都道府県医師会にご案内いただきますよう、よろしく申し上げます。